

令和7年12月17日

中山間地域・離島振興特別委員会資料

報告事項

	ページ
1 島根地域半島振興計画（案）について	1
2 島根県過疎地域持続的発展計画（素案）について	4

【別冊資料】

島根地域半島振興計画（案）	資料 1
島根県過疎地域持続的発展計画（素案）	資料 2－1
島根県過疎地域持続的発展計画に係る新旧対照表	資料 2－2

地 域 振 興 部

島根地域半島振興計画（案）について

1. 市からの意見に対する県の対応・考え方

頁	項目	ご意見の要旨	県の対応・考え方
1	第1 振興の基本的方針 1 地域の概況	『島根半島のほか <u>宍道湖・中海周辺地域も含めた「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」』については、 『島根半島のほか<u>松江市と出雲市全域をエリアとする「島根半島・宍道湖中海ジオパーク」』ではないか。</u></u>	松江市と出雲市全域の中に、島根半島も含まれている（島根半島は松江市と出雲市の一部である）ため、 <u>『島根半島を含め、松江市と出雲市全域をエリアとする「島根半島・宍道湖中海ジオパーク』に修正します。</u>
4	第1 振興の基本的方針 2 現状及び課題 (2) 産業ほか	「 <u>薬用人参</u> 」の表記は、「 <u>雲州人参</u> 」とすべきではないか。 ※4Pのほか、13P、17Pにも表記あり	ご意見を踏まえ、 <u>「雲州人参」に修正します。</u>
8～9	第1 振興の基本的方針 3 振興の基本的方向 (2) 重点施策 ア. 交通ネットワークの整備	道路施設の長寿命化のほか、道路橋梁等の耐震機能強化について記載してはどうか。 ※24Pに「橋梁の耐震化」について記載あり	8～9Pは、一般的な振興策として道路の整備・維持管理を、一方、24Pは防災対策として橋梁の耐震化等を記載していますので、 <u>計画本文は素案のとおりとします。</u>

頁	項目	ご意見の要旨	県の対応・考え方
11	第2 振興計画 1 交通・通信の確保 (1) 半島道路網の整備 ア. 国道の整備	『「境港出雲道路」の整備を計画しており』とあるが、検討会が設置されたことから、もう少し踏み込んだ表現にしてはどうか。	ご意見を踏まえ、 『「境港出雲道路」の一部である「松江北道路」の整備を推進するとともに、未着手区間の早期事業化を目指す。』に修正します。
17	第2 振興計画 2 産業の振興 (2) 商工業の振興	「松江市八束町のぼたん、花木、・・・」と表記されているが、八束町の主な花木は「ぼたん」であるため、「花木」は削除してもよいのではないか。	ご意見のとおり、松江市八束町で栽培されている主な花木は「ぼたん」で面積の多くを占めていますので、 <u>「花木」を削除します。</u>
24~26	第2 振興計画 8 半島防災の推進	<p>国は、令和6年能登半島地震の経験や教訓を踏まえ、災害時の代替水源確保のための実効的な取組（災害時協力井戸や防災井戸）を推進するため、令和7年3月、災害用井戸・湧水の活用に向けて「災害時地下水利用ガイドライン」を策定した。</p> <p>現在、県内では出雲市のみが災害時協力井戸登録制度を実施しているが、鳥取県は、平成25年度から県内自治体と連携し、災害時協力井戸登録制度を実施している。</p> <p>国は、災害時地下水利用の取組を推奨しているが、県内自治体ではその取組が進んでいないこと、また、能登半島と同様な地形を有し、道路の寸断により、集落が孤立する可能性があるからこそ、素案に災害時地下水利用について記載すべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「8.半島防災の推進」において、<u>以下のとおり追記します。</u></p> <p><u>水道施設が被災した場合、トイレ洗浄、入浴・洗濯等避難生活に必要な生活用水の確保に支障が生じることから、関係市と連携し地下水等、災害時の用水確保に努める。</u></p>

2. 素案からの主な変更点（意見を踏まえた修正は除く）

28P

第3 振興に関する目標及び達成状況の評価

- ・法改正を踏まえ、新たに項目を追加（半島防災に係る6つの目標を設定）

29P

参考資料 <島根地域人口推移表>

- ・直近の国勢調査公表データ（R2）を反映し作成

島根県過疎地域持続的発展計画（素案）について

1. 計画の位置づけ

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行から5年目を迎える、都道府県の「過疎地域持続的発展計画」（以下、「県計画」という）の前期（令和3～7年度）が終了することに伴い、後期（令和8～12年度）の県計画を策定する
- ・令和7年11月7日付で、国から同意を得た「島根県過疎地域持続的発展方針」に基づき、前期の県計画以降の状況変化を反映するもの
- ・市町村においても、それぞれ「過疎地域持続的発展計画」を策定し、その計画に基づき実施する事業に対しては、過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の発行が認められる

2. 策定スケジュール

令和7年11月定例会	県計画（素案）を報告
	パブリックコメントの実施
令和8年2月定例会	県計画（案）を報告
3月	県計画を国へ提出

3. 県計画（素案）の構成

- 1 基本的事項
- 2 人材の育成、移住・定住、地域間交流の促進
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 結婚・子育て環境等の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の維持、活性化
- 11 地域文化・スポーツの振興等
- 12 再生可能エネルギーの導入促進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項
- 14 過疎地城市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助